

老後の資産の流動性 ②

老後資産を積極的に運用していた山下誠司さん（76）は、年上の妻の康子さん（80）との間に子供はおらず、夫婦ふたり暮らしでした。

そんな誠司さんのこれまでのお金の動かし方については、前回の「老後資産の流動性①」をご参照ください。



夫婦の資産をすべて几帳面に管理していた誠司さんが脳梗塞で倒れ、一命は取り留めたものの、意思疎通がしにくい状態になってしまいました。今まで行っていた夫婦の資産管理などとても出来る状況ではありません。

一方の康子さんは、お金回りのことについてはすべて夫に任せていた上に、軽度認知症の症状が出現しはじめています。

まずは、月々の定期的な支払が滞りはじめました。水道光熱費や携帯電話などの公共料金だけでなく、マンションの管理費・修繕積立金の自動引落の口座に、お金がほとんど入っていないのです。さらに、夫婦ふたりの後期高齢者医療保険料についても、年金からの天引きではなく口座引落しの方法を選択していたので、普通預金口座に残高がないことにより、滞納状態になってしまいました。

自宅マンションの郵便受けには、滞納による催告書の郵送物が連日届くようになりましたが、康子さんがそれを見て、理解して支払いが出来るはずもありません。

これまで介護保険もまったく利用していなかった夫婦ですが、誠司さんの入院している病院からの連絡により、地域包括支援センターが介入してくれるようにはなりましたが、やはりお金のことについてはなかなか立ち入ることができません。

地域包括支援センターの職員が、なんとか康子さんと一緒に家の中を探し、誠司さんの甥っ子からの年賀状が見つかって、甥っ子さんに連絡を取ることにになりました。

連絡を受けたのは、誠司さんの既に亡くなっている兄の長男です。地域包括支援センターから滞納金の催告書が山ほど届いていると聞いて、ほかに流動性の低い運用資産が十分にあるということまでは分からないことですので、申し訳ないけれどとても経済的な負担をすることはできないとのことで、関りを拒否されてしまいました。

結局、地域包括支援センターが関わって、市長申立てという親族に頼れない場合の特例を利用しながら、意思疎通の難しい誠司さんと、お金の管理ができない康子さんそれぞれに成年後見人をつける手続きが行われることになりました。

老後の夫婦の生活が困らないための資産運用でしたが、いつまでも資産運用や資産管理ができる体力や判断力が維持できる訳ではないので、生涯困らない目途が立ったところで、資産の流動性を高めておき、せめて定期的な支出は口座からの自動引落にしておくなど、必要な費用の支払いが滞らない手立てをしておくことが必要です。 つづく